

1 司法研究の目的

- (1) 標準算定方式・算定表の提案から15年余りが経過していることを踏まえ、これを、より一層社会実態を反映したものとすることに加え、算定方法に改良すべき点がないか検証・対応する。
- (2) 改正法による成年年齢引下げによる影響（養育費の終期の関係等）について検討する。

2 算定方法の基本的な枠組み

算定方法の基本的な枠組みは、標準算定方式・算定表と同様、収入按分型（生活保護基準方式）とする。

3 統計資料の更新

統計資料・制度等については、最新のものに更新する。

4 基礎収入

- (1) 公租公課は、標準算定方式・算定表と同様、理論値で算出する（その結果、総収入に占める公租公課の割合は、おおむね8～35%となる。）。
- (2) 職業費は、標準算定方式・算定表と同様の7項目を控除の対象とし、「被服及び履物」、「通信」及び「書籍・他の印刷物」のみ世帯人員で除し、有業人員で乗じた金額を職業費として計上し、その他の費目についてはその全額を職業費として計上する（その結果、総収入に占める職業費の割合は、おおむね18～13%となる。）。
- (3) 特別経費は、標準算定方式・算定表と同様、住居関係費、保健医療及び保険掛金を特別経費として総収入から控除する（その結果、総収入に占める特別経費の割合は、おおむね20～14%となる。）。
- (4) 前記(1)～(3)の結果、給与所得者の総収入に占める基礎収入割合は、おおむね54～38%となる。
- (5) 自営業者の基礎収入は、標準算定方式・算定表と同様、基礎収入が同一となる給与所得者の総収入と自営業者の総収入の対応関係を求め、自営業者の総収入に対する所得税及び住民税の割合、特別経費の割合並びに基礎収入割合を求めることにより算出する（その結果、総収入に占める基礎収入割合は、おおむね61～48%となる。）。

5 生活費指数

- (1) 子の年齢区分は、標準算定方式・算定表と同様、2区分とし、区分期間は、0～14歳、15歳以上とする。
- (2) 生活費指数算出に当たって用いる公立高等学校の学校教育費の統計は、高校無償化の影響を受けている平成25年度を除く、直近の4年分の統計を用いる。
- (3) 生活費指数の算出方法は、標準算定方式・算定表と同様とし、世帯区分は考慮しないこととする（その結果、生活費指数は、0～14歳が62、15歳以上が85となる。）。

6 義務者が低所得の場合

義務者の経済水準が低い場合については、標準算定方式・算定表と同様、算定表の枠内で個別具体的な事案に応じて検討する。

7 成年年齢引下げによる影響（養育費の支払義務の終期等）

- (1) 改正法の成立又は施行前に養育費の終期として「成年」に達する日までなどと定められた協議書、家事調停調書及び和解調書等における「成年」の意義は、基本的に20歳と解するのが相当である。
- (2) 改正法の成立又は施行自体は、当事者間の協議、家事調停、和解、家事審判及び離婚判決において、既に合意や裁判により満20歳に達する日までなどと定められた養育費の支払義務の終期を18歳に変更すべき事由にはならない。
- (3) 養育費の支払義務の終期は未成熟子を脱する時期であって、個別の事案に応じて認定判断される。未成熟子を脱する時期が特定して認定されない事案については、未成熟子を脱するのは20歳となる時点とされ、その時点が養育費の支払義務の終期と判断されることになると考える。
- (4) 婚姻費用についても、子が18歳に達したことが直ちに婚姻費用の減額事由に該当するとはいえない。

8 事情変更について

- (1) 本研究の発表は、養育費等の額を変更すべき事情変更には該当しない。
- (2) 客観的事項の変更があるなど、既に定めた養育費等を変更すべき場合の養育費等の算定に当たっては、本研究の提案した改定標準算定方式・算定表を用いることが期待される。

養育費・婚姻費用算定表について

- この説明書は、平成30年度司法研究の研究員が研究結果を踏まえ、作成したものです。

1 算定表の種類

〈養育費〉

子の人数（1～3人）と年齢（0～14歳と15歳以上の2区分）に応じて表1～9に分かれています。

〈婚姻費用〉

夫婦のみの場合並びに子の人数（1～3人）及び年齢（0～14歳と15歳以上の2区分）に応じて表10～19に分かれています。

2 算定表の使用手順

ア どの表も、縦軸は養育費又は婚姻費用を支払う側（義務者）の年収、横軸は支払を受ける側（権利者：未成年の子がいる場合には、子を引き取って育てている親）の年収を示しています。縦軸の左欄と横軸の下欄の年収は、給与所得者の年収を、縦軸の右欄と横軸の上欄の年収は、自営業者の年収を示しています。

イ 年収の求め方

義務者と権利者の年収を求めます。

① 給与所得者の場合

源泉徴収票の「支払金額」（控除されていない金額）が年収に当たります。なお、給与明細書による場合には、それが特定の月の月額にすぎず、歩合給が多い場合などにはその変動が大きく、賞与・一時金が含まれていないことに留意する必要があります。

他に確定申告していない収入がある場合には、その収入額を支払

金額に加算して給与所得として計算してください。

② 自営業者の場合

確定申告書の「課税される所得金額」が年収に当たります。なお「課税される所得金額」は、税法上、種々の観点から控除がされた結果であり、実際に支出されていない費用(例えば、基礎控除、青色申告控除、支払がされていない専従者給与など)を「課税される所得金額」に加算して年収を定めることになります。

③ 児童扶養手当等について

児童扶養手当や児童手当は子のための社会保障給付ですから、権利者の年収に含める必要はありません。

ウ 子の人数と年齢に従って使用する表を選択し、その表の権利者及び義務者の収入欄を給与所得者か自営業者かの区別に従って選び出します。縦軸で義務者の年収額を探し、そこから右方向に線をのばし、横軸で権利者の年収額を探して上に線をのばします。この二つの線が交差する欄の金額が、義務者が負担すべき養育費の標準的な月額を示しています。

養育費の表は、養育費の額を養育費を支払う親の年収額が少ない場合は1万円、それ以外の場合は2万円の幅をもたせてあります。婚姻費用の表は、分担額を1万円から2万円の幅をもたせてあります。

3 子1人当たりの額の求め方

子が複数の場合、それぞれの子ごとに養育費額を求めることができます。それは、算定表上の養育費額を、子の指数(親を100とした場合の子に充てられるべき生活費の割合で、統計数値等から標準化したものです。子の指数は0～14歳の場合には62、15歳以上の場合には85となっております。)で按分することで求めることが考えられます。

例えば、子が2人おり、1人の子が10歳、もう1人の子が15歳の場合において、養育費の全額が5万円の場合には、10歳の子について2万円（5万円 × 62 ÷ (62 + 85) ）、15歳の子について3万円（5万円 × 85 ÷ (62 + 85) ）となると考えられます。

4 使用例

〈養育費〉

権利者が7歳と10歳の子を養育しており、単身の義務者に対して子の養育費を求める場合の例について説明します。

- ・ 権利者は給与所得者であり、前年度の源泉徴収票上の支払金額は、202万8000円でした。
- ・ 義務者は給与所得者であり、前年度の源泉徴収票上の支払金額は、715万2000円でした。

ア 権利者の子は、2人で7歳と10歳ですから、養育費の9枚の表の中から、表3「子2人表（第1子及び第2子0～14歳）」を選択します。

イ 権利者の年収。表の横軸上の「給与」の欄には「200」と「225」がありますが、権利者の年収が「200」に近いことから、「200」を基準にします。

ウ 義務者の年収。表の縦軸上の「給与」の欄には「700」と「725」がありますが、義務者の年収が「725」に近いことから、「725」を基準にします。

エ 横軸の「200」の欄を上のにのばした線と、縦軸の「725」の欄を右のにのばした線の交差する欄は「10～12万円」の枠内となっています。

オ 標準的な養育費はこの額の枠内となります。

カ 仮に養育費を10万円とした場合には、子1人当たりの額は、子

2人の年齢がいずれも0から14歳であるので、指数は62であり同じですから、2分の1の各5万円となります。

〈婚姻費用〉

権利者が、別居した義務者に対して婚姻費用を求める場合の例について説明します。

- ・ 権利者は給与所得者であり、前年度の源泉徴収票上の支払金額は、243万3452円でした。
- ・ 義務者は給与所得者であり、前年度の源泉徴収票上の支払金額は、739万4958円でした。

ア 権利者には子がないので、婚姻費用の表の中から、表10「婚姻費用・夫婦のみの表」を選択します。

イ 権利者の年収。表の横軸上の「給与」の欄には「225」と「250」がありますが、「250」に近いことから、「250」を基準にします。

ウ 義務者の年収。表の縦軸上の「給与」の欄には「725」と「750」がありますが、「750」に近いことから、「750」を基準にします。

エ 横軸の「250」の欄を上のにのばした線と、縦軸の「750」の欄を右横にのばした線の交点は、「8～10万円」の枠内となっています。

オ 標準的な婚姻費用はこの額の枠内となります。

※ この算定表は、あくまで標準的な養育費及び婚姻費用を簡易迅速に算定することを目的としています。最終的な金額については、いろいろな事情を考慮して定まることになります。したがって、裁判所においてこの算定表が活用される場合にも、裁判所の最終的な金額についての判断がこの算定表に示された金額と常に

一致するわけではありませんし、当事者間の合意でも、いろいろな事情を考慮して最終的な金額を定めることが考えられます。

ただし、いろいろな事情といっても、通常範囲のものは標準化するに当たって算定表の金額の幅の中で既に考慮されていますので、この幅を超えるような金額の算定を要するのは、算定表によることが著しく不公平となるような特別な事情がある場合に限られることになると考えられます。

(表 1) 養育費・子 1 人表 (子 0 ~ 14 歳)

【義務者の年収／万円】

2,000 1,567 2 4～2 6万円
 1,975 1,546
 1,950 1,524 2 2～2 4万円
 1,925 1,503
 1,900 1,482
 1,875 1,461 2 0～2 2万円
 1,850 1,439
 1,825 1,418
 1,800 1,398
 1,775 1,377
 1,750 1,356
 1,725 1,335 1 8～2 0万円
 1,700 1,314
 1,675 1,293
 1,650 1,273
 1,625 1,256
 1,600 1,236
 1,575 1,215
 1,550 1,199
 1,525 1,179 1 6～1 8万円
 1,500 1,159
 1,475 1,142
 1,450 1,122
 1,425 1,102
 1,400 1,086
 1,375 1,066
 1,350 1,046 1 4～1 6万円
 1,325 1,030
 1,300 1,009
 1,275 985
 1,250 966
 1,225 942
 1,200 922
 1,175 898
 1,150 878 1 2～1 4万円
 1,125 861
 1,100 840
 1,075 823
 1,050 802
 1,025 784
 1,000 763 1 0～1 2万円
 975 741
 950 721
 925 699
 900 681
 875 662
 850 641
 825 622 8～1 0万円
 800 601
 775 582
 750 563
 725 548
 700 527
 675 512
 650 496 6～8万円
 625 471
 600 453
 575 435
 550 410
 525 392
 500 373
 475 349 4～6万円
 450 331
 425 312
 400 294
 375 275
 350 256
 325 237
 300 218 2～4万円
 275 203
 250 185
 225 165
 200 148
 175 131 1～2万円
 150 113
 125 98
 100 82
 75 66
 50 44 0～1万円
 25 22
 0 0

給与 0 22 44 66 82 98 113 131 148 165 185 203 218 237 256 275 294 312 331 349 373 392 410 435 453 471 496 512 527 548 563 582 601 622 641 662 681 699 721 741 763

【権利者の年収／万円】

【義務者の年収／万円】

【権利者の年収／万円】

(表3) 養育費・子2人表(第1子及び第2子0~14歳)

【義務者の年収／万円】		【権利者の年収／万円】	
2,000	1,567	34～36万円	
1,975	1,546	32～34万円	
1,950	1,524		
1,925	1,503		
1,900	1,482	30～32万円	
1,875	1,461		
1,850	1,439		
1,825	1,418	28～30万円	
1,800	1,398		
1,775	1,377		
1,750	1,356		
1,725	1,335		
1,700	1,314	26～28万円	
1,675	1,293		
1,650	1,273		
1,625	1,256		
1,600	1,236		
1,575	1,215	24～26万円	
1,550	1,199		
1,525	1,179		
1,500	1,159		
1,475	1,142		
1,450	1,122		
1,425	1,102	22～24万円	
1,400	1,086		
1,375	1,066		
1,350	1,046		
1,325	1,030		
1,300	1,009		
1,275	985	20～22万円	
1,250	966		
1,225	942		
1,200	922		
1,175	898	18～20万円	
1,150	878		
1,125	861		
1,100	840		
1,075	823		
1,050	802	16～18万円	
1,025	784		
1,000	763		
975	741		
950	721	14～16万円	
925	699		
900	681		
875	662		
850	641		
825	622	12～14万円	
800	601		
775	582		
750	563		
725	548		
700	527	10～12万円	
675	512		
650	496		
625	471		
600	453	8～10万円	
575	435		
550	410		
525	392		
500	373		
475	349	6～8万円	
450	331		
425	312		
400	294		
375	275		
350	256	4～6万円	
325	237		
300	218		
275	203		
250	185		
225	165	2～4万円	
200	148		
175	131		
150	113		
125	98	1～2万円	
100	82		
75	66		
50	44	0～1万円	
25	22		
0	0		
給与	0 22 44 66 82 98 113 131 148 165 185 203 218 237 256 275 294 312 331 349 373 392 410 435 453 471 496 512 527 548 563 582 601 622 641 662 681 699 721 741 763		
	0 25 50 75 100 125 150 175 200 225 250 275 300 325 350 375 400 425 450 475 500 525 550 575 600 625 650 675 700 725 750 775 800 825 850 875 900 925 950 975 1,000		

【義務者の年収／万円】

【権利者の年収／万円】

(表5) 養育費・子2人表(第1子及び第2子15歳以上)

[illegible]

【義務者の年収／万円】

【権利者の年収／万円】

(表 7) 養育費・子 3 人表 (第 1 子 15 歳以上, 第 2 子及び第 3 子 0 ~ 14 歳)

【義務者の年収／万円】

給与

【権利者の年収／万円】

【義務者の年収／万円】

【権利者の年収／万円】

(表 9) 養育費・子 3 人表 (第 1 子, 第 2 子及び第 3 子 15 歳以上)

[illegible]

【権利者の年収／万円】

【義務者の年収／万円】

【権利者の年収／万円】

(表 11) 婚姻費用・子 1 人表 (子 0 ~ 14 歳)

【義務者の年収／万円】	給与	【権利者の年収／万円】
2,000	1,567	3 8～4 0万円
1,975	1,546	
1,950	1,524	3 6～3 8万円
1,925	1,503	
1,900	1,482	3 4～3 6万円
1,875	1,461	
1,850	1,439	
1,825	1,418	
1,800	1,398	
1,775	1,377	3 2～3 4万円
1,750	1,356	
1,725	1,335	
1,700	1,314	
1,675	1,293	3 0～3 2万円
1,650	1,273	
1,625	1,256	
1,600	1,236	
1,575	1,215	
1,550	1,199	2 8～3 0万円
1,525	1,179	
1,500	1,159	
1,475	1,142	
1,450	1,122	
1,425	1,102	2 6～2 8万円
1,400	1,086	
1,375	1,066	
1,350	1,046	
1,325	1,030	
1,300	1,009	2 4～2 6万円
1,275	985	
1,250	966	
1,225	942	
1,200	922	2 2～2 4万円
1,175	898	
1,150	878	
1,125	861	
1,100	840	2 0～2 2万円
1,075	823	
1,050	802	
1,025	784	
1,000	763	1 8～2 0万円
975	741	
950	721	
925	699	
900	681	1 6～1 8万円
875	662	
850	641	
825	622	1 4～1 6万円
800	601	
775	582	
750	563	
725	548	
700	527	1 2～1 4万円
675	512	
650	496	
625	471	
600	453	1 0～1 2万円
575	435	
550	410	
525	392	
500	373	8～1 0万円
475	349	
450	331	
425	312	
400	294	6～8万円
375	275	
350	256	
325	237	
300	218	4～6万円
275	203	
250	185	
225	165	2～4万円
200	148	
175	131	
150	113	1～2万円
125	98	
100	82	～1万円
75	66	
50	44	
25	22	0円
0	0	
給与	自営 0 22 44 66 82 98 113 131 148 165 185 203 218 237 256 275 294 312 331 349 373 392 410 435 453 471 496 512 527 548 563 582 601 622 641 662 681 699 721 741 763 0 25 50 75 100 125 150 175 200 225 250 275 300 325 350 375 400 425 450 475 500 525 550 575 600 625 650 675 700 725 750 775 800 825 850 875 900 925 950 975 1,000	

【義務者の年収／万円】

【権利者の年収／万円】

(表 13) 婚姻費用・子 2 人表 (第 1 子及び第 2 子 0 ~ 14 歳)

【義務者の年収／万円】	2,000	1,567	4 2～4 4 万円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
-------------	-------	-------	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【権利者の年収／万円】

【義務者の年収／万円】

給与	0	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400	425	450	475	500	525	550	575	600	625	650	675	700	725	750	775	800	825	850	875	900	925	950	975	1,000
----	---	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

【権利者の年収／万円】

(表 15) 婚姻費用・子 2 人表 (第 1 子及び第 2 子 15 歳以上)

[illegible]

【義務者の年収／万円】

【権利者の年収／万円】

(表 17) 婚姻費用・子 3 人表 (第 1 子 15 歳以上, 第 2 子及び第 3 子 0 ~ 14 歳)

【義務者の年収／万円】	2,000	1,567	4 6～4 8万円																																																																																							
	1,975	1,546																																																																																								
	1,950	1,524																																																																																								
	1,925	1,503	4 4～4 6万円																																																																																							
	1,900	1,482																																																																																								
	1,875	1,461																																																																																								
	1,850	1,439	4 2～4 4万円																																																																																							
	1,825	1,418																																																																																								
	1,800	1,398																																																																																								
	1,775	1,377	4 0～4 2万円																																																																																							
	1,750	1,356																																																																																								
	1,725	1,335																																																																																								
	1,700	1,314																																																																																								
	1,675	1,293	3 8～4 0万円																																																																																							
	1,650	1,273																																																																																								
	1,625	1,256																																																																																								
	1,600	1,236	3 6～3 8万円																																																																																							
	1,575	1,215																																																																																								
	1,550	1,199																																																																																								
	1,525	1,179																																																																																								
	1,500	1,159	3 4～3 6万円																																																																																							
	1,475	1,142																																																																																								
	1,450	1,122																																																																																								
	1,425	1,102																																																																																								
	1,400	1,086	3 2～3 4万円																																																																																							
	1,375	1,066																																																																																								
	1,350	1,046																																																																																								
	1,325	1,030																																																																																								
	1,300	1,009	3 0～3 2万円																																																																																							
	1,275	985																																																																																								
	1,250	966																																																																																								
	1,225	942																																																																																								
	1,200	922	2 8～3 0万円																																																																																							
	1,175	898																																																																																								
	1,150	878																																																																																								
	1,125	861	2 6～2 8万円																																																																																							
	1,100	840																																																																																								
	1,075	823																																																																																								
	1,050	802																																																																																								
	1,025	784	2 4～2 6万円																																																																																							
	1,000	763																																																																																								
	975	741																																																																																								
	950	721	2 2～2 4万円																																																																																							
	925	699																																																																																								
	900	681																																																																																								
	875	662	2 0～2 2万円																																																																																							
	850	641																																																																																								
	825	622																																																																																								
800	601	1 8～2 0万円																																																																																								
775	582																																																																																									
750	563																																																																																									
725	548																																																																																									
700	527	1 6～1 8万円																																																																																								
675	512																																																																																									
650	496																																																																																									
625	471																																																																																									
600	453	1 4～1 6万円																																																																																								
575	435																																																																																									
550	410																																																																																									
525	392	1 2～1 4万円																																																																																								
500	373																																																																																									
475	349																																																																																									
450	331	1 0～1 2万円																																																																																								
425	312																																																																																									
400	294																																																																																									
375	275	8～1 0万円																																																																																								
350	256																																																																																									
325	237																																																																																									
300	218	6～8万円																																																																																								
275	203																																																																																									
250	185																																																																																									
225	165	4～6万円																																																																																								
200	148																																																																																									
175	131																																																																																									
150	113	2～4万円																																																																																								
125	98																																																																																									
100	82																																																																																									
75	66	1～2万円																																																																																								
50	44	～1万円																																																																																								
25	22																																																																																									
0	0	0円																																																																																								
自営	0	22	44	66	82	98	113	131	148	165	185	203	218	237	256	275	294	312	331	349	373	392	410	435	453	471	496	512	527	548	563	582	601	622	641	662	681	699	721	741	763																																																	
給与	0	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400	425	450	475	500	525	550	575	600	625	650	675	700	725	750	775	800	825	850	875	900	925	950	975	1,000																																																	
																																													【権利者の年収／万円】																																													

(表 18) 婚姻費用・子 3 人表 (第 1 子及び第 2 子 15 歳以上, 第 3 子 0 ~ 14 歳)

[illegible]

(表 19) 婚姻費用・子 3 人表 (第 1 子, 第 2 子及び第 3 子 15 歳以上)

[illegible]